営業活動によるキャッシュ・フロー	営業活動によるキャッシュ・フロー
［略］	［同左］
棚卸資産の増減額（△は増加）　×××　××× ［略］	たな卸資産の増減額（△は増加）　×××　××× ［同左］
投資活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー
［略］	［同左］
財務活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー
［略］	［同左］
現金及び現金同等物に係る換算差額　×××　×××	現金及び現金同等物に係る換算差額　×××　×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）　×××　×××	現金及び現金同等物の増減額（△は減少）　×××　×××
現金及び現金同等物の期首残高　×××　×××	現金及び現金同等物の期首残高　×××　×××
現金及び現金同等物の期末残高　×××　×××	現金及び現金同等物の期末残高　×××　×××
（記載上の注意） ［１．～３．　略］	（記載上の注意） ［１．～３．　同左］
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（金融商品に関する注記） **第五条の三の二**　財務諸表等規則第八条の六の二第一項（第一号を除く。）、第二項及び第七項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同項第三号中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第七項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。 （デリバティブ取引に関する注記） **第五条の五**　第五条の三の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 ２　前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び中間貸借対照表日における時価を注記することができる。 ［３～５　略］	（金融商品に関する注記） **第五条の三の二**　財務諸表等規則第八条の六の二第一項（第一号を除く。）、第二項及び第七項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第七項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。 （デリバティブ取引に関する注記） **第五条の五**　第五条の三の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び評価損益並びに時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 ２　前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び時価の算定方法を注記することができる。 ［３～５　同上］